

ひさめがわ 議会だより

第113号

平成20年 8 月

発 行 福島県鮫川村議会
T E L (0247) 49-3198(代)
編集者 議会広報編集委員会



6 月 定例会

平成20年度 補正予算
条例の制定・一部改正
人事案件・委員会活動
村の考えを問う（一般質問）

2 ～ 3 ページ
3 ページ
4 ～ 5 ページ
5 ～ 13 ページ

7 月 臨時会

条例の制定・人事案件
みなさまの声・議会日誌

13 ページ
14 ページ

[表題：議会議長筆]

[表紙写真：
こどもセンター]



大樂勝弘村長

一般会計補正予算 1億3,013万円を追加 予算総額を27億9,213万円に

平成20年度一般会計の補正予算(第2号)を原案のとおり賛成多数で可決
歳入、歳出とも1億3,013万円を追加し、予算総額を27億9,213万3千円
とした。

6月定例会は6月10日から12日までの3日間の会期で開かれた。今定例会では、専決処分の承認を求めることの2件をはじめ、平成20年度の各会計補正予算案、条例の制定や一部改正、村監査委員の選任同意など2件の人事案件、議員発議の意見書など21議案を審議。提出された全ての議案を原案のとおり可決・同意した。また、一般質問では、7名の議員が登壇し村政全般にわたり問いただした。

左表のとおり5件の補正予算額が提出されいずれも原案のとおり可決した。

会計別	補正額	補正後の予算額
一般会計	1億3,013万3千円増	27億9,213万3千円
特別会計	国保(事業)	275万1千円減
	国保(直診)	0千円
	老人保健	0千円
	簡易水道	0千円
	村営バス	85万円増
	集落排水	0千円
	介護保険	2万6千円増
	交流施設	0千円
	学校給食	52万3千円増
	後期高齢者	0千円
合計	1億2,878万1千円増	40億7,964万円

歳入補正の主なもの

排水路施設整備事業分担金 1,255千円追加
地域住宅交付金 22,500千円追加
奨学基金寄付金 1,000千円追加
財政調整基金繰入金 55,000千円追加
前年度繰越金 5,470千円追加
過疎対策事業債 30,200千円追加
定住促進住宅建設事業債 10,200千円追加

歳出補正の主なもの

書類等保管倉庫建築工事費 30,000千円追加
村ホームページ改修委託業務 1,281千円追加
農産物貯蔵施設工事費 18,000千円追加
排水路施設整備工事費 7,700千円追加
定住促進住宅建設工事費 58,800千円追加
奨学基金繰出金 1,000千円追加

質疑・討論

村長提案理由説明(一部) 総務費では、財産管理費の工事請負費で書類等保管倉庫建築工事費3,000万円を計上した。伏木田地内にあった倉庫が国道349号の改良工事に伴い取り壊しになり、また、現在書庫として利用している旧診療所が雨漏りのため、応急処理をして利用している状況である。青少年広場奥にあるテニスコート敷地を利用して、書類等保管倉庫を建築する。夜間照明設備は鮫川中学校に移転し利用する。

※予算審議では 書類等保管倉庫建築工事の内容について質疑が行われました。

問 村で管理している現在の施設を修繕しながら有効利用できないのか。また、夜間照明を鮫中に移転することについて、教育委員会、学校とどの程度の話が進んでいるのか。

答 書類等保管倉庫建築の計画は、250㎡で、うち150㎡が書類の保管庫、残り100㎡は緊急災害時の緊急資材、イベント事業用の資材置き場とした。財源については、移転補償費と旧鮫中プール跡地売却を充てる。建設場所についてはもう一度検討する。

また、夜間照明を鮫中に移転することについては、学校側とまだ協議はしていない。

問 バスターミナルの充実ということも視野の上で倉庫の建設予定地を検討する考えがあるか。

答 書庫の場所をどこにするか、皆さんともう一度相談しながら、検討したい。

問 歴史民俗資料館を改修して書庫にできないか。

答 歴史民俗資料館は、本来の資料館としての利用したい。

― 討論 ―

反対討論

前田武久議員
私は、議案第50号平成20年度

鮫川村一般会計補正予算繰入金書類等保管倉庫建築事業3,200万円について、反対の立場から意見を述べる。

予算の積算根拠が漠然としており、不透明である。既存の歴史民俗資料館等は物置同然であり、その他の空き家である旧母子センター、旧保育所等、対応できる施設があるにもかかわらず新築施設工事、しかも貴重な公有財産を売り払って積み立てた基金を取り崩しての補正等は、行革行為に逆行するものであり、当然、賛同できないものである。

賛成討論

青戸孝夫議員

私は、今定例会に議題になっている議案第50号平成20年度鮫川村一般会計補正予算について、賛成の立場から意見を述べる。厳しい財政状況の中、財政の健全化を図りながら地域の資源を生かした産業の振興、村の未来を担う人材の育成、安心で安全な村づくりの実現のため、緊急性、優先度を明らかにしながら各種施策を進める工夫をしている。

一般会計補正予算について、総額1億3,000万円余の補正増である、定住促進住宅建設工事費6,114万円の補正増

については、地域の活性化につながるものと確信する。財源についても、地域住宅交付金の国庫補助金を活用し、残りの財源についても過疎対策事業債を充当している。

また、農産物貯蔵施設工事1,800万円も、高齢者が生産した大豆などの農産物の保管や味噌などの貯蔵施設であり、必要不可欠の支出である。

なお、書類等保管倉庫建築に当たっては、倉庫補償費を財源とするものであるが、建設場所及び既存の施設で他に利用できるところがないかなど、十分な検討を行った上で事業を進めることを願いたい。

賛成討論

関根政雄議員

私は、今定例会に議題になっている議案第50号平成20年度鮫川村一般会計補正予算について、賛成の立場から意見を述べる。

今般、定住促進策、農産物加工振興策、財産管理策の3点の補正予算1億3,000万円余りの提案をされたが、事前に全員協議会において趣旨説明がされ、常任委員会でも説明を受けた。各議案とも今後の村づくりには必要不可欠と判断する。書類の建設については、緊急用の備蓄品などの物資保管も兼

ねるという答弁もあり新たな政策に同意したい。

なお、建設用地や既存施設の利活用、また、バスターミナルの施設充実も図っていただき再度検討した上で、建設計画案を提出いただくことを希望したい。



旧鮫川保育所の一部が撤去されて書類等保管倉庫が建築される

条例の制定・一部改正 全会一致で可決

▼ 鮫川村税条例の一部改正 (専決処分)

寄付金税制の拡充、公的年金からの特別徴収制度の導入などいずれも平成21年度から導入される。

▼ 鮫川村国民健康保険税条例の一部改正 (専決処分)

▼ 鮫川村奨学基金設置条例の一部改正

青砥ハツ子氏より奨学基金として100万円寄付があったことによる改正。

▼ 鮫川村税特別措置条例の一部改正

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律に基づく基本計画の協議の結果、県南地方振興局管内の町村が認可されたことに伴う、固定資産税の課税免除の対象に集積区域が追加されたものによる改正。

▼ 鮫川村手数料条例

戸籍法の改正による条文の見直しをし、鮫川村手数料徴収条例を廃止し、鮫川村手数料条例を制定するもの。

▼ 鮫川村奨学基金貸与条例の一部改正

「大学院」を明記するために改正。
▼ 鮫川村社会福祉法人に対す

林所有者の負担軽減措置による森林経営意欲の創出

二 緑の雇用対策など森林・林業の担い手対策の拡充、施業の集約化、路網の整備などによる効率的・安定的な木材の供給体制の確保更には木材のバイオマス利用の促進などにより間伐材を含む地域材の需要拡大対策の推進による地域林業・木材産業の振興

三 計画的に水源林造成事業を含めた、公的森林整備を推進するための組織体制の確保、及び施業放棄地など民間による森林整備が困難な地域における、国の関与の下での森林整備制度の創設

四 国有林野事業については、国民共有の財産である国有林を適正に管理すると共に公益的機能の一層の発揮を図るため国による管理運営体制の堅持、及びその管理運営を通じて地域における森林・林業担い手の育成と地域活性化への寄与

この意見書は、平成20年6月16日付けで内閣総理大臣をはじめ関係大臣及び衆・参議院議長に対して提出した。



宗田雅之議員

問 空き家対策を問う

答 空き家調査を行い、実態に即した対策を検討する

質問 核家族、高齢化に伴い村内のいたるところで空き家が目に付くようになり、防犯上、また景観の面からも憂慮される。これからも増えることが懸念される空き家について、村はどのように対処していくのか伺う。

①今にも崩れそうな空き家の持ち主に対し、村の対応。

②空き家の上下水道の対策と除草対策。

③不審者の犯罪、青少年の喫煙、シンナー吸引の温床になりやすいなどの防犯対策。

答弁（村長） 空き家の増加は、全国の過疎・中山間地域で急速に増えており、国の政策課題の重要な案件にもなってきたているが、本村でもここ数年の間に目立つようになり、大変危惧しているところである。

国は、昨年末に「地方再生戦略」を作りその中で、農村漁村で増え続ける「空き家」対策を打ち出している。その具体的施策として、国土交通省所管事業の「空き家再生等推進事業」を創設している。当初、「空き家再生」を主眼とした施策であったが、今年度から「不良住宅の除去」を行うものに対し、「除去工事費用」を補助する制度に拡充された。

現在、村では、定住人口の確

保を優先するため、再生可能な「空き家」の活用に重点を置いているが、防犯対策上からも不良住宅の解消の必要性は認識している。今後は、細部にわたった村内の空き家調査を行い、その中で国の制度などを活用し本村の実態に即した対策を検討していく。

上下水道の対策と除草対策について、村内の空き家は、村で把握しているのは50戸程度である。その中で、村水道エリア内の空き家は15戸で、3戸については現在も給水しており、1戸は止水した。

また、集落排水エリア内の空き家は、8戸あるが2戸については現在も利用している。

空き家になっても、村水道が給水されており、集落排水に接続されているところや、合併浄化槽が設置されているところは住宅周辺も良好に管理されている。空き家で、管理放棄されて特に程度の悪いところは、集落単位で住宅の持ち主と対策を検討する必要があると思う。

次に、犯罪防止対策については、防犯指導隊による村内パトロールの実施や地域の方々が常日頃から注意していただき不審者などの目撃があった場合には、警察署や役場に連絡するよう周知している。

質問 村民の中には行政に対し、要望、苦情があっても就業時間内に足を運べない方や、さまざまな思いがあっても狭い土地柄、周りの目が気になったり、村長にに対し面と向かっては思いが伝えられない方が少なくないようである。このような方々の貴重な意見をできるだけ取り上げ、行政に反映していただくために、コミュニケーションボックスの設置を

答 村政を執行する上でできるだけ多くの意見を聞くよう環境づくりをしている

問 コミュニケーションボックスの設置を

答 改修予定の民家



改修予定の民家



高齢者福祉施設に無償貸付される旧西山小学校の土地、建物



林道関口鹿角平線

林道関口鹿角平線舗装工事

（条件付き一般競争入札）で契約締結

林道関口鹿角平線舗装工事を締結する議案が提出され、審議の結果、全会一致で可決。

・入札月日 5月29日

・入札の方法

条件付き一般競争入札

・入札契約金額

3,360万円

・契約の相手方

棚倉町水谷工業株式会社

棚倉営業所所長 矢内正吉

人事案件

鮫川村監査委員の選任に同意

本年7月9日で任期満了となる、鮫川村監査委員に青戸彦磨氏（富田字前沼）を、全会一致で選任に同意しました。

鮫川村固定資産評価審査委員会委員の選任に同意

本年7月19日で任期満了となる、鮫川村固定資産評価審査委員会委員に蛭田吉郎氏（渡瀬字田野上）を、全会一致で選任に同意しました。



総務文教常任委員会 議案調査

委員会活動

議会運営委員会

議会運営委員会（前田武久委員長）は、5月30日に委員会を開催し、定例会の日程や提出が予定されている議案及び請願の委員会付託などについて審査を行った。

総務文教常任委員会

追加議案

国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書

提出者 星 一 彌

賛成者 坂 本 忠 雄

“ 岡 部 明 之

“ 宗 田 雅 秀

“ 前 田 雅 之

“ 青 戸 孝 夫

近年、地球温暖化が深刻な環境問題になる中で、グローバル化する森林の役割に対する要請



産業厚生常任委員会 議案調査

産業厚生常任委員会

が高まるなど、環境資源としての森林に対し強い期待が寄せられている。

一方、林業を取り巻く厳しい状況の中で、森林経営は脆弱化し、その担い手である山村は崩壊の危機に立っている。

このような中、森林整備を推進していくためには、森林所有者の森林経営意欲を創出するための施策の推進はもとより、民間による整備が困難な水源林など公益森林の整備に対する公的機関の役割の強化、更には過疎化・高齢化が進む中で、森林・林業の担い手である山村の再生に向けた積極的な取り組みが極めて重要となっている。

今後の林政の展開に当たっては、森林吸収源対策の推進はもとより、特に国有林野事業などにおいて、安全で安心できる国民の暮らしを守るために、重要な役割を果たす水源林など公益森林の整備、更には地域林業・木材産業の振興を通じた山村の活性化に十分に寄与できるように、下記事項の実現を強く要請する。

記

一 森林吸収源対策を着実に推進するため、環境税など税制上の措置を含め安定的な財源を確保すると共に、林業・木材産業の振興施策の推進と森

スの設置が必要と思うが村長の考えを伺う。

答弁（村長） できるだけ多くの方々の話を聞きたいと考え、村長室のドアはいつも開いて執務し、住民の方が気安く出入りできる環境づくりをしている。役場ロビーには「ご意見箱」を設置しているが、未だ利用がない。

再質問 各地域の集会所にコミュニケーションボックスの設置をできないか。

答弁（村長） 区長と相談して対処したい。



役場玄関ロビーに設置されている意見箱

問 フレックスタイム導入の考えは

答 住民サービスが低下しないよう便宜を図っている

質問 昨年9月定例議会で質問したフレックスタイム導入の件については、検討するとの答弁だが、その後どうなったか再度伺う。

答弁（村長） 窓口の対応については、平日ですと連絡があれば、午後7時頃までは担当者が待って交付するようにしている。昼休みも交代で窓口業務を行っており、住民サービスが低下しないための便宜を図っている。

また、土・日・祭日は、日直者が各種証明の受付を行い、翌日に担当者が処理をしている。住民基本台帳カードの所持者が現在52名だが、住民票発行の自動交付機設置については、費用対効果を考え憂慮している。このようなことから、現行のとおり、郵便請求による方法に加え、住民への便宜を図っていく。

再質問 窓口業務の職員の対応を住民へ知らせるべきと考えるが。

答弁（村長） 区長を通じて周知したい。

問 防災対策の改革は

答 地域防災計画の見直し、防災対策に関するマニュアルの作成、危険箇所の公表をする

質問 近年、地震や水害、土砂崩れなど大きな災害が頻繁に発生している。このように多発する災害を背景に各自自治体も独自の防災対策に着手する動きが出ており、本村においても予知できぬ災害に対しての新たなマニュアルづくりや村民への危機意識の周知徹底が必要ではないかと考えるが、それらの基本的な考えと具体的な対策について伺う。

また、新宿地内において、土砂災害全国統一防災訓練が実施されたが、この訓練において、何を学び今後の防災対策の参考になり得たのか伺う。

答弁（村長） 昨年は、青生野地内で住宅が土砂に流され全壊したが、過去の記憶をたどっても土砂災害のない村といっても過言でないほど災害に強い村ではないかと思われる。

しかし、災害はどのような規模で発生するかわからないので、日頃の住民に対する危機意識の周知や訓練などが必要と考えら



関根政雄議員

問 青生野小学校の統合に向けての経過と今後の方針は

答 今までの方針と同様、地区の合意が前提

複式学級の解消、また、同年集団活動の機会を確保するために、村内の4小学校が鮫川小学校に統合し5年が経過した。その後、本村の「過疎地域自立促進計画」が策定され、学校教育の振興策において、「村内小学校は1校に統合する。」と教育委員会の基本方針を打ち出しているが、次の各点について伺う。

①地区民との話し合いを持ち、複式学級の解消を図るとしているが、それらの経過と保護者を含めた地区民の意向はどうか。

②現状の複式学級の課題と今後の統合推進策の基本的な考え方。

③地区民との相互理解を得るための今後の話し合いの進め方はどのように考えているか。

答弁（教育長） 青生野小学校の統合問題については、平成13年12月に「統合は考えず、今後の教育の更なる充実を図り、子供達の勉強しやすい環境づくりをすべき」との青生野地区の結論を出している。

当時、平成19年の児童数を29名と見込んでいた。平成17年7月に統合についての話し合いを教育委員会事務局として、P T

問 施設の民間移譲の伴う活性を問う

答 民間に移譲することは都市との交流による村の活性化に大きな影響を与える



前田武久議員

質問 本村の財政負担の要因、公共施設の日々の丸親方経営では活性化、地域の発展は望めない。交流施設を民間への経営移譲に託し、地域発展を目指すべきである。

このことは前定例議会でも質しておりませんが、規制条件に達しない旨の答弁であったが、規制容認となりこれを機に民間移譲を求めるもので、村長に伺う。

答弁（村長） 3月の定例会でその施設を第三者に譲渡することとは考えていないと答えた。その際には、財産処分制限期間と補助金返還の問題とともに、村の第三次鮫川村振興計画など、村の方針を示した計画において役割が明示されており、計画の達成に影響する旨を答えた。

交流施設の設置条例には、「都市との交流を推進することにより、村の活性化と住民福祉の向上を図るため交流施設を設置する。」とある。

平成7年度に施設の供用を開始し、今年で14年目に入っている。この間に村、地域、施設を取り巻く環境は大きく変わった。特に、村の財政は厳しくなり、繰入額が厳しく問われる環境になっていることは十分認識している。特別会計になってからの起債償還額を除いた実質的な単

年度収支の一般会計繰入額平均は約500万円である。この間無駄を省き節約をして、施設運営に努めている。

今後、村の「安全・安心な食」や鮫川流スローライフである「まめな暮らし」に共感する都市の人々がたくさん訪れていたきたいと考えている。また、長年、地域の雇用や食材の調達など、地域投資主体としての役割も果たしてきた。これからも、村の資源である里山の癒しやふれあいの環境を活かした、村にふさわしい就労の場として、更には若者の雇用の場となるよう後継者の育成も検討して行きたいと考えている。

現時点で、民間に譲渡することは、都市交流による村の活性化という目的の達成に大きな影響を与えるものである、また、補助金の償還も伴う。施設の活用に賛同願いたい。

再質問 交流施設を維持し、このまま進めていくことの理由はどこにあるのか。地域が発展して黒字にならなくてもいいが収支の見合った運営できる自信はあるのか。

答弁（村長） 都市との交流の場の玄関口になった役割は、数字的にはわかり知れないものが

ある。今後もこの交流施設が、都市との交流施設としての役目を十分果たしていき、ここで都市の人たちに癒しの空間を提供していける村になればいいと思う。

今、単独支配人で運営していれば、500万円の支援はやむを得ない。地域の住民に与える雇用の場、都市との交流施設の窓口としての役割を果たしている。さらに里山の景観や集落の維持にも役立っている。



交流施設「ほっとはうす・さめがわ」

問 補助金等に係る財産処分の通達内容を問う

答 施設の耐用年数等を勘案した補助金の返還が伴う

質問 国の補助金で建設した施設について、完成後10年経過した条件で当初目的とは異なる施設への転用や譲渡、取り崩しなどの財産処分を認める。また処分の際に補助金の返還を求めない政府決定が各自治体へ通達されたものと思われるが、内容について伺う。

答弁（村長） 内閣府からの通達はないが、総務省所管の通達では、補助金等の交付を受けて取得した財産を補助金等の交付の目的以外に使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊すことなどを行うにあたっては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」に規定にする補助事業者にあつては内閣総理大臣の承認が必要である。

これらの承認について、近年における急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化などの社会経済情勢の変化に対応するとともに、既存ストックを効率的活

用した地域活性化を図るため、承認手続等の一層の弾力化、及び明確化を図ることとされ、補助事業等を行う地方公共団体が補助対象財産の用途を変更する財産処分については、当該補助対象財産がその設置目的を果たしてきたことが前提であり、当該地方公共団体の判断を確認のうえ、その判断が尊重され、対応することとなるという趣旨のものである。

しかしながら、この通達では、処分の際に無条件で全面的に補助金の返還を求めないとする見解ではなく、補助金返還が免除されるには厳格な運用規定を設けられている。

基本的には地方公共団体の責任でなく、やむを得ない事情により処分せざるを得ない場合に限り、補助金返還が免除されるものである。

したがって、有償譲渡、あるいは有償貸付の場合には、施設の耐用年数等を勘案した補助金の返還が伴うものである。

再質問 当初の目的を果たしてきたことを条件とする規制容認の内容ももう少し詳しく伺う。

答弁（村長） 当該地方公共団体の判断を確認のうえ、その判断が尊重され、対応することと

問 米の生産調整について問う

答 約41トンの減額配分、面積で約9haを認定農業者に配分

質問 平成19年度県内の作付け過剰によって、生産調整は面積で14,000haと聞く。村において、昨年と比較して調整面積はどのように配分されているのか。また、県が推奨している稲ホールクロップサイレージの取り組み状況と内容を伺う。

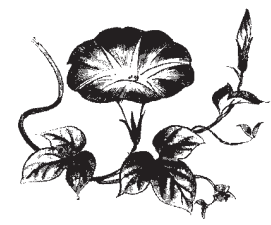
※稲ホールクロップサイレージ
稲の穂が完熟する前に、穂と茎葉を同時に収穫・密封して乳酸発酵（サイレージ発酵）させた粗飼料

答弁（村長） 村は、産地づくり交付金などの交付金45,335千円の助成金の満額交付を受け、19年度の実績調整を達成しましたが、県の配分算定方式により、約41トンの減額配分、面積で約9haの生産調整増となった。この結果、前年度から約41トン減らされた数量は、一般の農家へは追加配分を行わず、平成16年度産米から生産調整面積の配分がされなかった「認定

なるが交流施設は、湯の田温泉とは違った利用の仕方、都市との交流施設として、鮫川村を知ってもらうための窓口で、その役目は十分果たしていると考え。



体験教室



「農業者」に2割の生産調整を、一般農家には、昨年同様約4割の生産調整の配分をお願いをした。

次に、稲ホールクロップサイレージの取り組み状況については、国が米の生産調整の推進を図るために新しく創設した「地域水田農業活性化緊急対策」分の取り組みで20ha、昨年度からの継続分と併せて、約32haとなると見込まれる。

畜産の輸入飼料の高騰を受け、畜産農家の自給率向上が求められているが、稲ホールクロップサイレージは、飼料としての嗜好性や栄養価等品質も良好であり、東西しらかわ農協の関連機械の整備も進んでいる。家畜のいない農家でも、畜産農家との供給契約で栽培が増加している。

※地域水田農業活性化緊急対策
平成20年度に新たに転作を実施する農家のうち、5年間転作継続を条件に、村の水田農業推進協議会と契約すると1回限り交付金が受けられる。

再質問 米の過剰米による減反政策の中で、生産農家の高齢化、低米価などにより耕作者が激減すると予想されるが、今後鮫川の景観を維持するのに村はどう

医療保険制度を問う

特定健康診査・特定保健指導に変わる



星 一彌議員

これは、生活習慣病の前段階であるメタボリックシンドロームを予防・改善することを目的として実施される。この対象者は、40歳から74歳までとなる。対象者が加入しているそれぞれの医療保険者「国民健康保険・社会保険・共済組合等」に被保険者への健診が義務付けられた。本村でも、今月から健診が始まったが、健診結果がわかり次第、順次、保健指導会の開催や、結果に応じた個別指導などを組み

質問 新医療保険制度が、本年4月より実施され、40歳から74歳までの加入者に対し、特定健康審査が義務化され、村においても実施されようとしている。健診結果において個人的な指導が行われるようだが、有資格者の確保状況について伺う。

また、後期高齢者からの年金より天引きも実施され、本人にとって身が切られる思いと察する。年金からの天引きも4月と10月からと聞いているが、納入対象者と対象人数を伺う。

答弁（村長） 大幅な医療制度改革により、従来の老人保健法に基づいて行われた基本健診がなくなり、高齢者の医療の確保に関する法律に基づく、特定健康診査及び特定保健指導に変わる。



これは、生活習慣病の前段階であるメタボリックシンドロームを予防・改善することを目的として実施される。この対象者は、40歳から74歳までとなる。対象者が加入しているそれぞれの医療保険者「国民健康保険・社会保険・共済組合等」に被保険者への健診が義務付けられた。本村でも、今月から健診が始まったが、健診結果がわかり次第、順次、保健指導会の開催や、結果に応じた個別指導などを組み

再質問 村の階層別の保険料比率はどういう状況か。低所得者層は負担減になっているのか。

答弁（住民福祉課長） 正式な数字はまだ出ていない。村の場合には年金生活者が大半である。均等割40,000円の7割軽減、5割軽減、2割軽減。内7割軽減の方が3割以上はいると見ている。

いう方向に持っていこうとしているのか伺う。

答弁（村長） 今ここに来てようやく食の安全・安心そして食糧の危機が騒がれている。食糧自給率というのは、国策としてしっかり腰を据えて構えていかなければならない農業政策である。今の日本の農業政策は、生産費割れするような農産物価格である。生産費に見合った農産物の価格、そんな体系づくりを考えたのが、まめで達者な村づくり事業で、これから考えている有機の里づくりである。



ホールクロップサイレージの収穫作業（青生野地内）

問 限界集落の状況は

答 農業で暮せる世の中を一刻も早く実現することが限界集落解消のもっとも重要な決め手である



前田雅秀議員

質問 現在「地方」を取り巻く社会・経済環境は、人口減少社会の到来や、経済のグローバル化の進展といった大きな変革の中で、「地方と中央の格差の一層の拡大」など依然として厳しい状況が続いている。今後、急速な少子高齢化の進展に伴い、生産年齢人口の減少が進むことから右肩上がりの経済成長や、税収の増が望めない状況になっている。

一方、住民の価値観の多様化に伴い、より高い行政サービスの提供が求められており安全・安心で住んで良かったと思える環境づくり、地域づくりが早急な行政課題と考えている。

集落機能の低下として、耕作放棄地の増加、森林の荒廃、獣害、病虫害などの発生などが掲げられる。県内には、「限界集落」が約100箇所存在すると報じられている集落機能の維持、活性化は村行政を執行する上で基盤となるものと考えますが、村におけるいわゆる「限界集落」の状況をどのように把握しているのか伺う。

答弁（村長） 本村の現状ではありますが、調査対象集落は48集落である。農業センサスの調査区域割を基にいくつかの小事をまとめて1集落としているが、今

年3月の調査では、65歳以上が半数を超えている集落はありません。高齢化が最も進んでいるのが丸谷地集落で、46%、ついで越虫集落が45%、3番目が内ヶ竜で44%です。40%を越えているのは、この3つの集落だけとなっている。

しかし、55歳以上が半数以上のいわゆる「準限界集落」は、11集落ある。高齢化が心配されるのが、住民の「心の空洞化」といわれる「あきらめ感」の蔓延である。「この地域では何をやってもだめだ」という自信の喪失、誇りの喪失が最も懸念されるものである。そうならないためには、住民の意欲、余力があるうちに魅力ある地域づくりに取り組むことが大事である。

私はそのために「豆で達者な村づくり」を実施している。格差の是正の第一は、国の農業政策の転換である。再生産が不可能な価格で農林産物の取引がされているのが実態である。このような状況の中で農家は希望を失い、耕作放棄地や山林の管理放棄地が増加し、食糧自給率も減少し続けている。

世界は確実に、「食糧余剰時代から不足の時代」に入ったといわれている。減反政策の見直しなどを政府首脳が発言するよ



※限界集落
65歳以上の高齢者が集落人口の50%を超え、冠婚葬祭をはじめ生活の維持が困難な状況にある集落。老人世帯が主。世帯、独居老人世帯が主。

うになったが、問題は農家の所得が増え、生産意欲が高まるような農産物価格の補償制度を創るかどうかである。農業で暮せる世の中を一刻も早く実現することが限界集落解消のもっとも重要な決めてであり、このような政策の実現のため、議会の皆さんと力を合わせ国に要望していきたいと考えている。

問 耕作放棄地の調査、解消計画の策定は

答 現地調査を行い、農家や集落の意向を踏まえ計画を策定する

質問 国が公表した農業資源調査結果によると、本県の農振農用地における耕作放棄地面積は全国一となっている。その理由として、養蚕業の衰退に伴う桑園の遊休農地化となっている。国は、「骨太の方針」で5年後をめどに耕作放棄地のゼロを目指すとしており、近々、市町村内の全ての耕作放棄地解消計画を策定する予定であると伺っている。

本村にとっても非常に大きな問題であることから、どのように取り組むのか伺う。

答弁（村長） 遊休農地の状況については、村農業委員会が平成18年度及び平成19年度に農業委員による調査を実施している。約14haが遊休農地となっている。

本年5月に、農林水産省から耕作地全体調査、耕作放棄地解消計画策定の概要が示され、調査の実施マニュアルが示されている。

これによると、全ての耕作放棄地を対象に現地調査を実施し、その状況により、

①人力・農業用機械で草刈りなどを行うことにより、直ちに耕作することが可能な土地

②草刈りなどでは直ちに耕作することができないが、基盤整備を実施して農業に利用すべき土地

③森林・原野化しているなど、農地に復元して利用することが不可能な土地

さらに、区分された耕作放棄地の状況に応じて、

①直ちに営農再開を図るもの。
②基盤整備後に営農再開を図るもの。
③当面は保全管理するものに分類し、それぞれへの支援策を検討し、これらの分類及び支援策を「耕作放棄地解消計画」として取りまとめ、順次推進していくことになる。

まず、現状を把握することが大切であり、今年度も現地調査を実施し、区分、分類を行い農家や集落の意向を踏まえ計画を策定していきたいと考えている。

問 2007年問題についての経済効果と実績について

答 定住人口の確保と交流人口を増やし、地域の産業経済の振興と地域コミュニティの活性化を図る



山形郁夫議員

質問 団塊の世代の大量退職を控えての、いわゆる2007年問題が話題になったのが、2年前であった。大都市圏を中心として、退職者の定住、2地域居住を主として、各自治体が競い合って誘致合戦を繰り広げられてきた。本村においても、古民家改修や空き家改修対策、そして、「ふるさと体験ツアー」など数多くの施策を実施した。そこで、現在までの実施状況や実績、今後の見通しについて、また、経済効果としてどのように表れているのか伺う。

答弁（村長） 県でも県政の最重要施策として、「定住・2地域居住」の推進を組織を挙げて取り組んでいる。村でも、この間、県や「ふるさと回帰支援センター」と連携し事業に取り組んできた。定住人口の確保と交流人口を増やし、地域の産業経済の振興と地域コミュニティの活性化を図るため取り組んでいる。

主な取り組みとして、「ふるさと体験学校」を平成17年度から、1泊2日で年2、3回実施している。参加者は、首都圏の団塊の世代から大学生まで幅広い年齢層が参加しており、世代間の交流としても内容の濃いものとなっている。参加者は毎回

15人程度である。

また、「東京農大のカレッジ講座」も平成18年度から受入れ、学生と共に首都圏の一般住民も参加している。この講座は1泊2日で年間3回程度実施し、参加者は毎回30名程度である。取り組みの内容であるが、本村の村づくりを理解してもらうと共に、住民と一緒に里山の景観保全のための諸活動など行っている。このような取り組みがマスコミでも数多く取り上げられ情報発信効果も高いものがあり、移住者や交流人口を生み出す原動力となっている。

この間に、本村に移住された数は7世帯・10名である。村営住宅や空き家があれば移住したいという希望者も数件ある。2地域居住では把握している件数は2件である。

そのほかに「東京農大のカレッジ講座」が緑で、落合地区の水田で米づくりを始めた首都圏住民グループや渡瀬の「山王の里」を拠点に「農業体験学校」を開催しているNPOなど様々な動きが村内に出てきている。

また、経済効果であるが、ふるさと体験学校、東京農大のカレッジ講座による効果が、空き家改修や新築工事、その他日用品の購入、理容、美容の利用な

どから、地方交付税などを含めるとかなりの経済効果があるものと思われる。移住者の受け入れは人材の受け入れにもつながっており、今後引き続き努力をしていきたい。

再質問 以前に入村された方のネットワークというか話し合いの場があったが、現在はない。今後、村の活性化のために一役立ちたいという住民の意向もあるが、組織づくり、話し合いの場ができるかどうか伺う。

答弁（村長） イターン・Ｕターナー者の移住者の仲間を再度呼びかけてぜひ組織化を願いたい。

答弁（企画調整課長） 20数年ほど前竹飛歩学園が入ってくると時期に懇談会を開いたという経緯はあるが、最近は開いていない、大事なことだと思っているので速やかに懇談会等を設置する。



農大カレッジ講座・間伐作業



ふるさと体験学校・間伐作業

きたいと考えている。

再質問 組織としていろいろなパターンがあるが、そういう中で今公共事業が減ってきており雇用の確保のためにも建設業者にコントラクターを検討してもらうことも重要と考えるがこれについて伺う。

答弁（村長） 農業機械の効率的な利用の観点からも、ぜひこの制度はつくるべきと考える。有機の里づくりの中で皆さんと一緒に相談しながら、村の農業の展望、コントラクターと併せて考えていく。



青刈トモロコシ収穫作業

問 高校生の新たな通学システム

答 どの高校を選択すれば家族の絆を強め、将来優位な人材と成り得るか支援する

質問 かつて、村外の高校にはほとんどが路線バスを利用して通学することができたが、現在では、公共交通である路線バスは村営バスを含めて、3路線に減ってしまった。通学には大変不便をきたしている。

このような中で、高校進学率は向上し、進路状況によると高校生が158名となっている。路線バスで通学している高校生は若干いるが、いまや通学は親や家族の大変な努力によって支えられているというのが実情である。

こういう時代の変化の中で、当村のような地域であっても安心して高校に通学させることができるような、新しいシステムづくりに取り組んでいかなければならないのではないかと思うが、教育長の考えを伺う。

答弁（教育長） それぞれの市町村が抱える高等学校進学・通学などの問題にはいろいろあると聞き及んでいる。所在する高

問 コントラクターの取り組みを問う

答 制度の組織化を目指して行きたい



青戸孝夫議員

質問 本村は、畜産が盛んな地域であり、畜産の依存度が高い村であった。国では、飼料高騰による対策事業が進められ、村でも独自の対策事業がでているように今後に期待したい。

減反政策の過剰作付対策の一環として、稲のホールクロープサイレージについては、機械化が進み、約30haが取り組まれようとしており、自給率向上に一役かっている。

一方、自給率を上げる上で重要な役割をしているのがコーンサイレージである。

青刈トモロコシを利用したサイレージ多給により、飼料を一割削減できると試算している。ただ、多頭化が進み畜産農家の労働力も限界に達しており、今後畜産の振興を図る上で、コントラクターにより収穫、調整作業の省力化を図っていくことが急務と思われる。

本年度より、有機の里づくりの中でバイオマスタウン構想がスタートしたので、コントラクターを含め、どのような機械体系を進めようとしているのか伺う。

答弁（村長） 配合飼料価格や燃料費の高騰などで畜産農家の負担が増大し、経営を圧迫していることを踏まえ、村では、国、

在、棚倉町の高等学校へ5名、逆に他町村から24名の生徒が通学しており、便宜を図っている。

なお、問題があれば、広く保護者の意見を聞きながら更に検討することも考えてみたい。

再質問 今後高校生あるいは小・中学生もそうだが、行政に何ができるか常に考えながら、子供たちの支援に当たっていただきたい。

答弁（村長） 本場に学ぶ子どもたち、そしてそれを支える家庭や地域の力が本当に村を愛する子供たちを育てていくと感じている。まず学校、教育の中でそういう面でもふるさとを愛する子どもたちにしていきたい。

臨時村議会

平成20年度第5回臨時会は、7月14日に開催され、提案された2件の議案を全会一致で可決した。また、農業委員会委員の議会推薦の学識経験を有する者1人の推薦を決定した。

条例の制定

▼**鮫川村ふるさとづくり寄附条例**
ふるさとへの思いや鮫川村の

県に先がけて、村単独事業で自給飼料向上への助成や、稲わら活用への助成を実施し、本年度も継続して実施する予定である。

今年度、国では緊急経営安定対策費の予算を確保し、畜産農家支援を行っている。

この新たな国の支援制度について、村では説明会を開催して、自給飼料の確保、向上を目指し、奨励金交付事業や放牧に係る費用の助成事業などの内容と取り組みの推進を図ったところである。この外に産地づくり交付金や耕畜連携水田活用対策事業などの加算助成も推進し、自給飼料向上に取り組んでいる。

コントラクター制度は、農業経営の規模拡大や労働力負担の軽減などのため、農作業を請け負う組織である。現在の燃料費の高騰は、農業機械保全の負担にもなっており、作業の効率化と経費節減につながるものとして是非組織化を目指したいと考えている。

農業機械を集約し、一貫した効率的な作業で、自給飼料生産の拡大、増産を目指すことは、今後の畜産農家の経営を考えるときに、大変有利な取り組みであり、村でもバイオマスタウン構想の検討の中で、コントラクター制度の組織化を目指して行

村づくりへの共感を持つ人びとが、地域づくりへ参加できるよう寄附金による基金を設置し、寄付金を財源として、地域資源である里山の癒しやふれあいの環境を活かした村づくりに資するため制定するもの。

鮫川村自立の村づくり寄附金条例は廃止

その他

林道関下関口線舗装工事
(条件付き一般競争入札)で契約締結

- ・入札月日 7月10日
- ・入札の方法 条件付き一般競争入札
- ・入札契約金額 3,419万8千500円
- ・契約の相手方 浅川町 鈴五建設工業株式会社
- 代表取締役社長 鈴木 廣

人事案件

議会の推薦による学識経験者から選任された農業委員は、平成20年7月19日で任期満了になる、後任者には、産業厚生常任委員長の星一彌議員が推薦され決定した。

議会は村民のために：

皆様の声

議会は、村の重要な政策提言の審議や予算、決算の認定、さらには条例の制定や改定、請願、陳情の審議など、村民の皆様にとっては直結する「決議機関」です。

次回の定例議会は9月中旬の予定です。

村の将来を想う

西野在住
石井久次

私は、平成8年に21年間生活した東京からUターンで鮫川に戻り早いもので12年が過ぎました。今では、鮫川に多くの友人、知人ができましたが、当時は地域の人と同級生が数人と親類の行き来だけで大変寂しいものでした。近年、特に感じることは、鮫川の「里山」の風景が変わったと思うことです。道路の周辺などが整備され景観が大変良くなりました。また、高齢者の方を多く見かけるのも事実です。今後、村の担い手となる若者の流出対策、そして、村の第一の基幹産業である「農業」の維持と振興対策が急務であると思います。安心して鮫川で暮せる喜びと楽しみのある生活を目指して、微力ではありますが皆さんと共に歩んで行きたいと思います。

議員研修

青戸孝夫
議員

去る、7月8日に白河地方議会議員研修会が中島村に於いて開催され、東白管内の議会にも呼びかけがあり、村議会でも11名の議員が参加しました。

講師は東大名誉教授・地方分権推進委員会専門委員等を務めておられます大森彌氏で「分権改革と町村のゆくえ」という演題で講演された。

その中で平成の大合併について触れておりましたが、今回の合併により3,230市町村から1,784市町村になったということです。その結果一万人未満の町村数が432にとなり、北海道が一番多く114町村、福島県は28町村で三番目に多いようです。その結果、都市人口が9割を占め、町村の人口は1割になってしまった。

合併により財政基盤が強化されたかというところではないということで、今後其合併問題は急がないことが肝心であるのと。

私に、常々思っていることは、狭い日本をいかに広く活用するかが、国政の大きな役割であると思う。現在の政治は、一極集中的であり狭い日本を更に狭く

使おうとしているところに問題があるのではないだろうか。

また、自治立法権について話

されました。その中で、現在首長の権限が強い中で議会でも企画立案をしていくことが議会の権限と存在意義を高めていくことであり、議会活動そのものを広げていかなければならないと言ったことが印象的でした。最後に道州制に触れ地方が更に発展するには決定的な制度でない、むしろ地方が蒸発してしまうことになってしまうので、全国町村会にどしどし反対の投書をお願いしたいということです。我が村も今後腰を据えて地域づくりに進進していかなければならないと強く感じた講演会でした。

東京大学名誉教授 法学博士
大森 彌氏

方町村議会議員研修会



議
会
日
誌

会

24日 津南町議会議員視察来村

(新潟県)

29日 高根沢町議会議員視察来

村(栃木県)

29日 議員研修会(棚倉町)

28日～31日 定期監査

2013年定期監査

※定例会・臨時会の内容

を詳しく知りたい場合は、議会事務局に「鮫川村議会会議録」がありますのでご覧ください。

編集後記

村内のいたる道すじに山百合の香りが漂い、月見草がやさしく揺れ動く本格的な夏の到来となりました。

大豆畑やジュウネン畑は丹精を込めて土寄せする高齢者の方々の汗が光り、今年の豊作を歎に託しているかのようです。

広報紙の発行を通じ時節の村内の課題や、現場の状況を取材し、今やらなければならぬ課題が山積していることを痛感させられます。

(編集長 関根政雄)

■議会だよりに関するご意見・お問合せは
〒963-8401 福島県東白川郡鮫川村大字赤坂中野字新宿39番地5 鮫川村役場議会事務局
TEL 0247-49-3198 FAX 0247-49-3363
ホームページ <http://www.vill.samegawa.fukushima.jp/> Eメール gikai@vill.samegawa.fukushima.jp

さめがわ議会だより第113号 14